

2 国民年金保険料の的確な収納

(1) 20歳到達者に対する適用業務の見直し

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>第1号被保険者は、その資格の取得に関する事項を、当該事実があった日から14日以内に、市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないこととされている（法第12条第1項、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号。以下「規則」という。）第1条の2第1項）。</p> <p>また、機構では、勧奨を行っても資格取得や種別変更の届出をしない者については、法第7条第1項及び第8条の規定に基づき、当該届出がなくても一定の事実が発生すれば第1号被保険者資格が取得されるものとして、一定の期間経過後、当該届出によらない資格取得又は種別変更（以下「職権適用」という。）の処理を行っている。</p> <p>国民年金の適用業務について、中期計画では、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）により把握した20歳到達者について、被保険者資格取得の届出がない場合の資格取得手続等を確実に促進すること等を定めており、また、毎事業年度に係る年度計画でも、20歳到達者に対する当該届出の勧奨及び当該届出がない場合の資格取得等の手続等を確実に実施すること等を定めている。</p> <p>これらを踏まえ、機構は、「国民年金適用対策にかかる重点目標」（以下「重点目標」という。）を策定し、①戸別訪問等業務（年金事務所に特定業務契約職員を配置し、当該職員が、20歳到達者等に対して、戸別訪問や電話による年金制度の説明並びに資格取得届等の届出の勧奨及び受理を行う業務をいう。以下同じ。）、②20歳到達者等に対する職権適用業務などの業務を行うこととしている。あわせて、年金事務所に対し、これらの業務に係る数値目標を設定するよう指示している。</p>	<p>図表2-(1)-①</p> <p>図表2-(1)-②</p> <p>図表2-(1)-③</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回、当省が45年金事務所を対象として重点目標に基づく戸別訪問等業務及び職権適用業務の実施状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>ア 20歳到達者による被保険者資格取得の届出状況</p> <p>平成25年度から29年度までの5年間における20歳到達者による被保険者資格取得の届出状況の推移をみると、自主的に当該届出を行っている者の割合は20歳到達者全体の半数程度となっている。</p> <p>イ 重点目標に基づく戸別訪問等業務の実施状況</p> <p>45年金事務所における20歳到達者に対する戸別訪問等業務の実施状況を調査したところ、次のとおり、戸別訪問等業務が的確に実施されて</p>	<p>図表2-(1)-④</p>

<p>いない状況や、効果が十分に上がっておらず年金事務所の業務負担も大きい状況がみられた。</p>	
<p>① 平成 28 年度及び 29 年度（29 年 9 月末まで）において、20 歳到達者に対する戸別訪問等業務を実施していないとする年金事務所がみられた（28 年度 15 年金事務所、29 年度 22 年金事務所）。その理由として、これらの年金事務所では、「20 歳到達者については、自主的な届出がない場合には職権適用されるため未資格者にはならないことから、戸別訪問等業務の対象から除いている」、「戸別訪問等業務を実施する体制が確保できていない」等を挙げている。</p>	<p>図表2-(1)-⑤</p>
<p>これに関し、戸別訪問等業務を実施する体制については、調査した年金事務所において、特定業務契約職員の確保が困難である等、その整備に苦慮している例がみられた。</p>	<p>図表2-(1)-⑥</p>
<p>② 45 年金事務所のうち、平成 29 年 4 月に 20 歳に到達する者に対して戸別訪問等業務を実施していない年金事務所や戸別訪問等業務の具体的な実施状況が確認できなかった年金事務所を除く 16 年金事務所において、当該 20 歳到達者を無作為に抽出し、これらの者に係る戸別訪問等業務の実施時期及びその後の資格取得処理（届出又は職権適用）の状況を把握したところ、調査した 80 件のうち、戸別訪問や電話により対象者本人又はその家族等に接触でき、その後対象者が自ら資格取得を届け出たものは 13 件（16.3%）にとどまっていた。</p>	<p>図表2-(1)-⑦</p>
<p>残りの 67 件の内訳は、i) 対象者本人又はその家族等に接触できなかったもの（25 件）、ii) 接触はできたが、自主的な届出が行われず、職権適用となったもの（6 件）のほか、iii) 資格取得処理が行われた後に戸別訪問等業務が実施されており、勧奨が行われたとは考えられないもの（24 件）、iv) 記録が残されておらず、戸別訪問等業務の実施時期が不明であるもの（12 件）となっていた。</p>	<p>図表2-(1)-⑧</p>
<p>ウ 重点目標に基づく職権適用業務の実施状況</p>	
<p>平成 28 年度中に 20 歳に到達する者として事務センターから 45 年金事務所へ送付された「最終勧奨対象者一覧表」に掲載されている者計 13 万 8,387 人について国民年金の適用状況を調査したところ、被保険者資格取得の届出を行っていない者については全て職権適用が行われており、職権適用業務は的確に実施されていた。</p>	<p>図表2-(1)-⑨</p>
<p>エ 機構における 20 歳到達者に対する適用業務の見直しに係る検討等</p>	
<p>機構では、平成 27 年に発生した不正アクセスによる情報流出事案を受け厚生労働省から発出された業務改善命令等を踏まえ、業務改善計画を策定し、その実行を進めているが、その一環として、28 年 4 月から、業務全般について、その必要性や効果検証を行うため、外部有識者を含めた「業務削減会議」を開催している。</p>	

この会議では、20歳到達者に対する適用業務の見直しについても議論されており、①20歳到達者のうち自ら資格取得を届け出ない者が約半数を占めること、②資格取得届出後の事務処理に一定の時間を要することから20歳到達者への保険料の納付書の送付が納期限後となっている例が発生していること、③20歳到達者に対する適用業務が、届出勧奨、資格取得処理・職権適用、年金手帳送付、納付書送付と複数の事務処理工程となっており、様々な確認作業が発生するほか、複数回の通知や複数種類のパンフレットの作成が必要となる等、負担となっていること等を踏まえ、機構が住基ネットにより把握した20歳到達者については、資格取得の届出を不要とし、その20歳到達日に職権適用とした上で、その旨を当該被保険者に通知する仕組みに改めることを検討している。

図表2-(1)-⑩

機構では、上記の検討内容について、2019年10月をめどに実現すべく作業を進めており、これが実現すれば、20歳到達者の国民年金加入手続の利便性向上というメリットに加え、機構にとっても工程の簡素化による事務処理の効率化が図られるとしている。

前述のとおり、戸別訪問等業務については、20歳到達者による自主的な被保険者資格取得の届出の促進に関し効果が十分に上がっておらず、年金事務所の業務負担も大きいものとなっている反面、職権適用業務については、20歳到達者に対する適用業務としての的確に実施されている状況がみられた。これらの状況に加え、そもそも被保険者資格自体は、法第7条第1項及び第8条の規定に基づき、「20歳到達」という客観的事実の発生により取得されるものであることを踏まえると、被保険者資格の取得について20歳到達者本人からの届出を求めるとともに、当該届出がなされない場合は戸別訪問等による届出勧奨を行うという現在の仕組みや業務の在り方自体について、より有効なものがないか等の観点から抜本的に見直す必要があると考えられる。

ただし、平成25年度から29年度までの5年間における20歳到達者の現年度納付率の推移をみると、職権適用となった者の現年度納付率はおおむね28%前後となっており、自主的に被保険者資格取得の届出を行った者が85%前後であるのに比べ、大幅に低くなっている。20歳到達者に対する適用業務の見直しに当たっては、このような20歳到達者の保険料納付意識にも関わる実態も踏まえて当該見直しに係る検討を行うことが重要であると考えられる。ちなみに、調査した年金事務所の中には、職権適用者が保険料未納者となった場合、通常よりも短い期間で納付勧奨を行う等、職権適用者に対するフォローアップ等に積極的に取り組んでいるものがみられた。

図表2-(1)-⑪

図表2-(1)-⑫

【所見】

したがって、厚生労働省は、20歳到達者の被保険者資格取得に係る業務

<p>の効率化及び20歳到達者の加入手続の利便性向上を図る観点から、資格取得の届出制度や戸別訪問等業務など20歳到達者に対する現在の適用の仕組みや業務の在り方について、これまでの適用対策の取組で得られた知見等も活用して保険料納付意識の向上を図りつつ早期に見直し、その実現を図る必要がある。</p>	
--	--

図表 2-(1)-① 被保険者資格取得に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（届出）

第 12 条 被保険者（第三号被保険者を除く。次項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。

2～9 （略）

○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

（資格取得の届出）

第 1 条の 2 法第十二条第一項の規定による第一号被保険者（法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を市町村長（特別区にあつては、区長とする。第二章第一節を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。

一～四 （略）

2・3 （略）

図表 2-(1)-② 中期計画及び年度計画

① 日本年金機構中期計画（平成 26 年 3 月 31 日（28 年 3 月 31 日・29 年 3 月 31 日変更））（抜粋）

日本年金機構法（平成19年法律第109号）第34条第1項の規定に基づき、日本年金機構が平成26年4月1日から平成31年3月31日までの中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 国民年金の適用・収納対策

(1) 国民年金の適用促進対策

以下の取組により、国民年金の適用の促進を図る。

- ① 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者について、届出がない場合の資格取得手続き等を確実に促進する。
- ② 転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知、市区町村やハローワークと連携した届出勧奨、関係情報に基づく積極的な確認・勧奨により、適正な届出を促進する。また、健康保険組合及び共済組合からの情報を得て、適正な届出を促進する。
- ③ 国民健康保険の保険者である市区町村との連携により、適正な届出を促進する。

(2) 国民年金保険料収納対策

以下の取組により、現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、中期目標期間中に60%台半ばを目指す。また、国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。

- ① 効果的かつ効率的な納付督促の実施、強制徴収の厳正な執行、免除又は猶予制度の利用促進等、未納者属性に応じて、外部委託も活用した効果的な収納対策を進める。当該取組に当たっては、毎事業年度、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に実施する。
- ② 保険料の納付督促業務及び免除等勧奨業務について、達成目標を明確にして外部委託を行い、適切な進捗管理を実施する。
- ③ 強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。また、強制徴収の実施体制等を踏まえながら督促の範囲の拡大を図る。
- ④ 口座振替の勧奨及び広報を実施し、口座振替の利用促進を図る。口座振替実施率について、中期目標期間中、毎年度の口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保することを目指す。
- ⑤ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。これらの納付件数について、中期目標期間中、毎年度の合計数が前年度の当該件数以上の水準を確保することを目指す。
- ⑥ 所得情報の取得や年金制度の周知に係る協力等、市区町村やハローワークや各種団体と連携・協力して取組を進める。

(注) 下線は当省が付した。

② 日本年金機構 平成 29 年度計画（平成 29 年 3 月 31 日）（抜粋）

平成 29 年度の業務運営について、日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）第 35 条の規定に基づき、日本年金機構の年度計画を次のとおり定める。

I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 国民年金の適用・収納対策

(1) 国民年金の適用促進対策

① 確実な適用の実施

住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した 20 歳、34 歳及び 44 歳到達者に対する届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続等を確実に実施する。

また、被保険者種別変更の届出がない場合の資格取得等の手続の迅速化を図る。

② 関係機関との連携・協力

転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知、市区町村やハローワークとの連携に努め、適正な届出を促進する。

③ (略)

(2) 国民年金保険料収納対策

(行動計画の策定等)

① 行動計画の策定

未納者の年金受給権を確保するため、納付月数の確保を図りつつ、国民年金の納付率の向上に向けた機構全体及び年金事務所ごとに平成 29 年度行動計画を策定し、収納対策を効果的・効率的に推進する。

なお、行動計画の策定に当たっては、最終納付率 70%を達成することを目指し、機構全体として、

ア 平成 29 年度分保険料の現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、少なくとも前年度実績から 1.0 ポイント以上の伸び幅を確保すること。

イ 平成 28 年度分保険料の平成 29 年度末における納付率については、平成 28 年度末から少なくとも 4.0 ポイント以上の伸び幅を確保すること。

ウ 平成 27 年度分保険料の最終納付率については、平成 27 年度の現年度納付率から少なくとも 7.0 ポイント以上の伸び幅を確保すること。

エ 口座振替実施率については、前年度と同等以上の水準を確保すること。

オ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度と同等以上の水準を確保することを目標とする。

② 目標の設定及びその達成に向けた進捗管理の徹底

目標達成に向け、厚生労働省と連携を密にするとともに、未納者の属性ごとにきめ細かな対策を講じるなど更なる収納対策の強化を図るため、取組の効果測定結果に基づく計画を策定し、確実に実施するための進捗管理を徹底する。

具体的な P D C A サイクルについては、計画に基づき、以下のとおり行う。

ア 本部において、年度目標を設定し、その目標を確実に達成するために年金事務所でも目標を設定するとともに、行動計画を策定する。

イ 年金事務所は、行動計画に基づき実行するとともに進捗状況を週次で管理する。

ウ 統計及び効果測定により、納付状況や督促効果等について、早期に詳細な情報を把握し、これを活用し本部は、年金事務所の進捗状況、課題等を把握・分析の上、対応策の早期立案に努め、実行する。

(具体的な取組)

① 未納者属性に応じた収納対策

年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じた収納対策を推進し、納付月数を確保するための徹底した納付督促を行うこととし、基本的に、機構は、納付書及び特別催告状等の送付、一定の所得がありながら長期間滞納している方には強制徴収を確実に実施し、市場化テスト受託事業者は、強制徴収対象者以外の方に対する納付督促を実施する。

なお、所得が低い等の事情により、本来は保険料免除や納付猶予、学生納付特例の対象となり得る方であるにもかかわらず、申請手続きを行っていないために未納状態となっている方について、免除等制度や追納制度について丁寧に説明した上で、免除等申請勧奨を行う。

② 市場化テスト受託事業者との連携・強化

市場化テスト受託事業者と本部及び年金事務所が連携を強化し、納付督促業務について達成目標の実現に向けた取組を実施する。

また、市場化テスト受託事業者の取組が不十分な場合には、督促件数増や接触件数及び約束件数増のため夜間及び土・日・祝日の督促強化などの必要な要請・指導を行うとともに、現状の分析を十分に行い、市場化テスト受託事業の実績向上に効果的な督促方法や進捗管理等の検討を行う。

③ 収納対策重点支援年金事務所の指定

納付率及び強制徴収の実施状況を踏まえ、保険料収納対策の強化が必要な年金事務所等を指定し、本部の指導・支援の下、納付率の向上に取り組む。

④ 強制徴収の着実な実施

一定の所得があり保険料免除や納付猶予、学生納付特例の対象とならない方が、保険料を長期間滞納している場合には、全員を強制徴収対象者と位置付けた上で、所得や納付の状況などを踏まえつつ、最終催告状を確実に送付し、それでも自主的に納付しない方について、滞納処分を実施する。

特に、平成 29 年度においては、控除後所得 300 万円以上かつ未納月数 13 月以上の滞納者（控除後所得 350 万円以上である場合は、未納月数 7 月以上）に督促を実施する。

また、悪質な滞納者にかかる保険料の徴収が困難な事案については、国税庁へ滞納処分等の権限を委任する仕組みを積極的に活用し、厚生年金保険と合わせて前年度以上の件数を委任する。

⑤ 納めやすい環境の整備

コンビニエンスストアやインターネットバンキングによる納付方法について周知に努めるとともに、平成 29 年 4 月から、口座振替のみの扱いであった 2 年前納について、現金及びクレジットカードによる納付を可能としたことや、現金による前納について申し込みの時点から翌年度末までの保険料納付が可能となったことから、これらの新たな納付方法等について広報の充実を図り、利用促進を図る。

また、保険料の納め忘れを防止するため、従来からの口座振替制度及びクレジットカード納付についても周知に努める。

⑥ 市区町村、各種団体との連携・協力

所得情報の取得や年金制度の周知等について、市区町村やハローワーク等各種団体と連携・協力して取組を進める。

⑦ 後納制度及び任意加入制度の利用促進

「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号。以下「事業運営改善法」という。）」に基づく後納制度等について、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。）」に基づく受給資格期間の短縮の周知と合わせて市区町村や各種団体と連携・協力して広報を実施するとともに、制度の利用促進を図る対策を講じる。

⑧ （略）

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-③ 平成 29 年度国民年金適用対策にかかる重点目標（平成 29 年 4 月）（抜粋）

平成29年度国民年金適用対策にかかる重点目標

1. 平成29年度国民年金適用対策にかかる重点目標の基本方針

1. 目的

- 平成29年度計画において計画した国民年金適用対策業務については、年金事務所、事務センターにおいて確実に実施する必要がある。
- また、10年短縮制度が開始されることに伴い、国民年金適用対策業務はより重要な業務となることから、その効果を確実なものとするため、P D C A サイクルを取り入れることで確実に効果を出すべく業務を実施する必要がある。
- そのため、国民年金適用対策業務については、平成27年度から、①新たな業務ではなく既存の業務であること、②数値目標化が可能な業務であること、の2点を踏まえ最小限の業務を選定し、各々の業務について事務所ごとに月別の目標を立て、国民年金課職員がその目標を共有化し実績の進捗管理を図ることで、適用業務と収納業務が一体となり最終納付率70%を目指すことを目的として実施したところである。また、平成28年度においては、平成27年度の取り組みを確実に実施していくとともに、進捗管理についても徹底していくことで、より一層のP D C A サイクルの定着を図ることとした。
- 平成29年度においては、引き続き、進捗管理を徹底し、国民年金適用対策の取り組みを確実に実施していくこととする。

2. 実施期間

平成29年4月～平成30年3月

3. 対象業務

I 特定業務契約職員による、新規適用対象者等に対する戸別訪問活動等による年金制度の説明及び届出勧奨に関する業務（以下「戸別訪問等業務」という。）

(1) 業務内容

特定業務契約職員が、20歳に到達する者、34歳及び44歳到達者のうち新規適用となる者、第2号（又は第3号）被保険者から第1号被保険者となる者に対して戸別訪問、電話勧奨を確実にを行い、年金制度の説明及び資格取得届、免除等申請書、口座振替申出書などの届書勧奨及び受理を行う。（以下略）

III 国民年金適用業務における届出によらない種別変更業務（以下「職権適用業務」という。）

(1) 業務内容

国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者等への種別変更の届出勧奨及び職権適用処理、住民基本台帳ネットワークを活用した20歳、34歳、44歳到達者への届出勧奨及び職権適用処理を確実に実施する。（以下略）

2. 平成29年度国民年金適用対策にかかる重点目標の設定

各対象業務について、以下に基づき目標を設定すること。

数値目標については、地域ごとに様々な事情があることを踏まえ、年金事務所の状況に応じて策定することとする。

本部から全国統一的な指標は示さないが、戸別訪問等業務として特定業務契約職員を配置していることを踏まえた目標を設定すること。

(1) 戸別訪問等業務

① 数値目標の指標

- ・ 戸別訪問件数
- ・ 電話勧奨件数

② 数値目標の設定方法

平成28年度の実績値を基礎として、年金事務所ごとの状況を踏まえ、数値目標を設定する。(以下略)

3. 平成29年度国民年金適用対策にかかる重点目標の策定・進捗管理

1. 平成29年度国民年金適用対策にかかる重点目標の策定

(1) 年金事務所及び事務センター

- 対象業務ごとに別添9「平成29年度国民年金適用対策にかかる重点目標報告書」(以下、「重点目標報告書」という。)及び別添10「平成29年度国民年金職権適用状況報告書」(以下、「職権適用状況報告書」という。)を作成し、平成29年5月15日(月)までに地域部に提出する。(以下略)

図表 2-(1)-④ 20歳到達者による被保険者資格取得の届出状況

年度	平成 25	26	27	28	29
20歳到達者数(万人)	103	106	100	101	100
うち自主的届出者	50 (48.5%)	52 (49.1%)	48 (48.0%)	50 (49.5%)	51 (51.0%)
うち職権適用者	53 (51.5%)	54 (50.9%)	52 (52.0%)	51 (50.5%)	49 (49.0%)

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 ()内は、各年度における20歳到達者数に占める割合である。

図表 2-(1)-⑤ 20歳到達者に対する戸別訪問等業務の実施状況

(単位：件)

年度	区分	平成 29 (4月～9月)		計
		実施	未実施	
平成 28	実施	23 (51.1%)	7 (15.6%)	30 (66.7%)
	未実施	0 (0.0%)	15 (33.3%)	15 (33.3%)
計		23 (51.1%)	22 (48.9%)	45 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査した45年金事務所に占める割合である。

3 戸別訪問等業務の対象者のうちの20歳到達者に対する当該業務の実施状況である。

図表 2-(1)-⑥ 20 歳到達者に対する戸別訪問等業務を実施していない理由（主なもの）

年金事務所名	実施していない理由
一関	20 歳到達者については、届出勧奨の必要性を感じてはいるが、いずれ到達月の翌月には職権適用されるため、届出勧奨を行わなくても未資格者にはならないとの考えから、戸別訪問等業務の対象から除いている。
郡山	<p>次のような理由から、20 歳到達者に対しては戸別訪問等業務を行わず、本人への接触率が比較的高い第 2 号被保険者又は第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に種別変更となる者を対象に行っている。</p> <p>① 20 歳到達者については、自主的な届出がない者については誕生月の翌月中旬には職権適用を行い、国民年金加入後は、受託事業者から学生納付特例申請の案内や納付勧奨等が実施されること。</p> <p>② 戸別訪問を行ったとしても 20 歳到達者の大半は学生であり、戸別訪問時に在宅している割合が低いこと。</p> <p>③ 電話による勧奨については、市町村に対して該当者の電話番号を情報提供してもらうよう協力依頼を行っているものの、個人情報であることを理由に提供してもらえないこと。</p>
墨田、足立、府中	①届出勧奨に係る戸別訪問等を実施する体制が確保できなかったこと、②最終的には職権適用があるため業務としての優先順位が下がることから、そもそも戸別訪問等業務を行っていない。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(1)-⑦ 戸別訪問等業務を実施する体制の整備に苦慮している例

年金事務所名	事例の内容
府中	<p>当該年金事務所には、戸別訪問等業務を担当させるための特定業務契約職員が定員上 1 人配置されているが、平成 28 年 4 月以降欠員が続いており、実際に戸別訪問等業務に従事している特定業務契約職員はいない。</p> <p>当該年金事務所では、特定業務契約職員を採用しても短期間で離職してしまうことが多く、また、国民年金課で職員の欠員（平成 30 年 1 月時点で 5 人）が生じている状態であるため、他の業務を担当している正規職員等を配置換えすること等も含め、戸別訪問等業務を実施する体制を整備することは困難であるとしている。</p>
金沢北	<p>平成 28 年度は、特定業務契約職員 1 人が戸別訪問等業務の専任として、月の稼働日のほとんどを戸別訪問（月ごとの実施日数 20 日、1 日当たりの訪問件数 20 件）に充てていたが、当該職員が 29 年 5 月に退職し、公共職業安定所等で募集しているものの、適任者がおらず、後補充ができていない。</p> <p>このため、当該職員の退職後は、正規職員 4 人が分担して戸別訪問等業務を実施しているものの、十分な体制を確保できず、20 歳到達者に対する戸別訪問等業務を十分に行っていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(1)-⑧ 20 歳到達者に対する戸別訪問等業務の実施結果

区 分	件 数
戸別訪問等の実施時期が判明したもの	68 (85.0%)
資格取得処理（届出又は職権適用）の前に戸別訪問等が行われたもの	44 (55.0%)
対象者本人又はその家族等に接触できたもの	19 (23.8%)
接触後に対象者から資格取得の届出があったもの	13 (16.3%)
接触後も対象者から資格取得の届出がなく、職権適用となったもの	6 (7.5%)
対象者本人又はその家族等に接触できなかったもの	25 (31.3%)
資格取得処理（届出又は職権適用）の後に戸別訪問等が行われたもの（届出勧奨が行われたとは考えられないもの）	24 (30.0%)
記録がなく、戸別訪問等の実施時期が判明しなかったもの	12 (15.0%)
計	80 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 29 年 4 月に 20 歳に到達する者に対して戸別訪問等業務を実施した実績が確認できた 16 年金事務所において、当該 20 歳到達者を 1 年金事務所当たり無作為に 5 件抽出し、これらの者に係る戸別訪問等業務の実施時期及びその後の資格取得処理（届出又は職権適用）の状況を整理したものである。

3 () 内は、抽出事案 80 件に占める割合である。

図表 2-(1)-⑨ 20 歳到達者に対する職権適用の状況

(単位：件)

年金事務所		最終勧奨対象者数	内訳		
			届出済者数	適用対象外数	職権適用者数
調査対象 45 年金事務所の 合計		138,387	61,915	3,594	72,878
1	札幌西	3,118	0	0	3,118
2	札幌東	5,361	0	0	5,361
3	苫小牧	1,602	518	20	1,064
4	留萌	212	0	57	155
5	仙台東	3,003	1,168	162	1,673
6	一関	1,931	1,103	75	753
7	郡山	4,123	1,639	137	2,347
8	寒河江	1,111	428	130	553
9	新宿	2,073	1,016	33	1,024
10	墨田	1,642	707	2	933
11	足立	5,276	2,230	37	3,009
12	府中	7,113	3,760	94	3,259
13	横浜中	1,452	510	66	876
14	相模原	8,377	2,735	409	5,233
15	平塚	5,208	1,880	305	3,023
16	藤沢	7,425	2,709	414	4,302
17	新潟西	3,619	2,734	82	803
18	新潟東	3,789	3,428	115	246
19	柏崎	637	536	7	94
20	大曾根	4,544	2,241	141	2,162
21	鶴舞	529	177	99	253
22	砺波	902	574	10	318
23	富山	3,148	2,015	31	1,102
24	金沢北	5,037	2,836	77	2,124
25	金沢南	1,611	926	11	674
26	七尾	1,390	803	32	555
27	大手前	1,291	429	3	859
28	玉出	2,857	802	11	2,044
29	福島	1,169	407	1	761
30	豊中	6,292	2,457	7	3,828
31	須磨	6,345	3,156	0	3,189
32	広島東	4,419	2,469	102	1,848

33	三次	773	493	25	255
34	岡山東	961	651	4	306
35	出雲	1,479	1,069	27	383
36	高松西	3,921	2,720	90	1,111
37	松山東	4,728	2,758	73	1,897
38	宇和島	1,282	898	16	368
39	博多	1,793	995	15	783
40	八幡	4,852	2,316	50	2,486
41	中福岡	1,372	605	56	711
42	鹿児島南	826	465	27	334
43	那覇	4,444	1,079	286	3,079
44	コザ	5,057	1,420	219	3,418
45	石垣	293	53	36	204

(注) 機構の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(1)-⑩ 業務削減会議において検討されている 20 歳到達者に対する適用業務の見直しの概要

<p>【年金制度加入時の手続の見直し】</p> <p><お客様と機構との間で生じている課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 納付期間の確保が不十分 お客様への納付書の送付について、納期限（翌月末）までの期間が最長でも 1 か月強、場合によっては納期限を超えるケースが発生 ○ お客様からの照会の発生 学生納付特例・免除・納付猶予申請について、審査に時間を要することから、審査終了までの間に納付書が送付され、無用の照会が発生 ○ 自ら届出をせず職権適用となる件数が多い 被保険者には、資格取得届の提出義務を課しているが、届出勧奨を行っても届出をせず、機構が職権で適用する対象者が 50%を超えている。 ○ 機構の事務処理が煩雑 機構の事務処理工程が複数（勧奨、資格取得処理・職権適用、年金手帳送付、納付書送付）あり、様々な確認作業、複数回の通知、複数種類のパンフレットの作成などが必要 <p><対応案></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 20 歳到達日に被保険者の資格適用処理を行い、週単位で一括して被保険者となった旨を通知する。 ② ①の通知に併せて、納付書、口座振替納付申出書、クレジットカード納付申出書及び学生納付特例・保険料免除・納付猶予申請書を同封する。
--

(注) 機構の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(1)-⑪ 20 歳到達者の現年度納付率の状況

年度	平成 25	26	27	28	29
20 歳到達者全体 (%)	52.7	53.2	52.2	54.9	54.6
うち自主的届出者	85.2	84.5	84.7	85.6	85.2
うち職権適用者	27.9	27.7	27.2	29.3	28.2

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(1)-⑫ 職権適用者を中心とした 20 歳到達者に対するフォローアップ等を行っている例

年金事務所名	事例の内容
一関	<p>自主的な被保険者資格取得の届出がなかった 20 歳到達者に対し、誕生月の翌月下旬頃に職権適用を実施しているが、職権適用後も学生納付特例申請や免除・納付猶予申請を行っていない者全員を対象として、毎月、案内文書（「国民年金保険料免除（納付猶予）・学生納付特例申請のご案内」）を郵送している。</p> <p>平成 29 年 5 月から 7 月までの 3 か月間に、案内文書を 196 人に送付した結果、このうち 76 人（38.8%）に反応がみられ、その内訳は、保険料を納付した者が 31 人（15.8%）、学生納付特例申請又は納付猶予申請を行った者が 45 人（23.0%）となっている。</p>
寒河江	<p>職権適用を行った 20 歳到達者全員を対象として、特定業務契約職員による戸別訪問（職権適用から戸別訪問を実施するまでの間に被保険者資格取得の届出を行った者を除く。）を行い、納付督促等を実施している。</p>
金沢南	<p>平成 29 年 11 月以降、受託事業者に対し、20 歳到達後職権適用された者であって、最初の国民年金保険料が未納となっている者のデータを最初の保険料の納付期限の翌月 15 日頃に送付し、翌月末までに納付督促を実施するよう依頼している。</p>
那覇、コザ、石垣	<p>20 歳到達者が国民年金に最初に関わる段階で保険料の納付や免除に対する意識を定着させることを狙い、20 歳到達者全員を対象に、国民年金加入後 3 か月間の保険料納付状況等を確認し、保険料を納付していない者や免除等の申請を行っていない者に対し「20 歳到達者への特別催告状」を送付している。</p>

(注) 当省の調査結果による。